

[訂正とお詫び]
18頁下段の写真は以下のように訂正いたします。
間違いをお詫び致します。 御茶の水書房

は異なっています。許可年齢の差別だけでなく、取締規則の形式・内容も違います。日本「内地」では一九〇〇年に制定された取締規則は、「貸座敷引手茶屋営業規則」（警視庁令）と「娼妓取締規則」（内務省令）と別々の省庁で定められました。朝鮮では朝鮮総督府警務総監部令として「貸座敷娼妓取締規則」にまとめられ、業者、娼妓ともに一括して効率よく取り締まるものでした。また、朝鮮の取締規則は「内地」ほど娼妓の「権利」が認められていなかったことも規則を一括した理由です。

廃業規定については、日本「内地」では娼妓取締規則に、朝鮮では営業者向けの条項に入っています。すなわち、日本では名分上、廃娼の権利が娼妓にあるのに対し、朝鮮では業者の裁量とされているのです。また、日本では取締規則を娼妓の目に触れる場所に掲示するよう業者に命じていますが、朝鮮にはその規定はありません。たとえその規定があったにせよ、漢字カナ混じりの法令文をほとんどの朝鮮人娼妓は理解できませんでした。

植民地における公娼制のねらいは、治安、風俗取締、公衆衛生、植民地支配の経済基盤補充にあります。治安面からも遊客（買春客）名簿作成と保管義務を徹底しました。名簿を使用前に警察署長の検印を受けるようにするなど、業者に対する公権力の介入、圧力が「内地」より強く働いていました。

娼妓の民族差別は法令上だけでなく、前借金の額面や待遇などでも格差がありました。一九二九年、平壤の娼妓の稼ぎ高を比較すると、平均して朝



緑町という言葉が遊廓の一般名詞になるほど有名だった釜山・緑町遊廓(1920～30年代頃の絵葉書)



「韓国併合」後の仁川・敷島遊廓大門前(1920～30年代頃の絵葉書)